第二節 琉球服属時代

(ナハ世)

琉球への入貢

また、琉球の正史(評定所の秘書)「球陽」には、之を賞して送り帰らしめた」とある。

て送り帰す。

「英祖王七年大島等(大島諸島のこと)の処皆始めて「英祖王七年大島等(大島諸島のこと)の処が所に非ず。何の為に来り貢するやと、対へて曰く、近ごろ我が海島烈風猛雨の患なく五穀饒熟す。是れ必ず國王の善政、天地に感ずるの故なり。是を以てれ必ず國王の善政、天地に感ずるの故なり。是を以てれ必ず國王の善政、天地に感ずるの故なり。是を以てて送り帰す。

次後毎年入貢す。東北諸島(大島諸島のこと)入貢の後王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置の後王輔臣に命じて公館を泊村に建てしめ、官吏を置いま今の天久山の聖現寺是れなり。但公館公倉は何れの年に之を建て並びに何れの代に公倉を以て寺院と為の年に之を建て並びに何れの代に公倉を以て寺院と為の年に之を建て並びに何れの代に公倉を以て寺院と為いずれも英祖王の聖徳を慕っての入貢としているが、中山の権威を誇示しての叙述にすぎない。

を文字通り解してはなるまい。多分連年の豊作で生活く、好んで属国になりに出かけた筈はないのだから之「これは後世の思想を以て往時を推したものに相違なこれについて、伊波晋猷氏はその著「沖縄考」の中で

い。

いいのできた島民等が剰余の物資を以て交易しに来れるできた島民等が利余の物資を以て交易した物資は琉球側がは、そのではないである。

いいのできた島民等が利余の物資を以て交易しに来に余裕のできた島民等が利余の物資を以て交易しに来

と、述べている。

のしか併合されたものと見るのが妥当であろう」
たが、この経済的関係は漸次政治的関係に推移し、いたが、この経済的関係は漸次政治的関係に推移し、い

たことからも、推測できることである。こともなく、奴隷視したり差別扱いをしたこともなかっ入貢したのである。このことは大島諸島を属領扱いするなく、招諭によるものでもなく、善政を慕って自発的にしたがって、大島諸島の琉球服属は征服によるのでは

約三百年後のことであることを思えば、なるほどと首肯元王十六年(一五一七)であった。英祖時代の入貢より反は長く続き、琉球の遠征が後を絶ったのは元亀二年尚たに相違ないとの学説もあるが、喜界島や大島本島の離本島に近い与論や沖永良部島は、以北の諸島より早かっしかも、それが大島諸島の同時的入貢ではなく、沖縄しかも、それが大島諸島の同時的入貢ではなく、沖縄

できる。

琉球服属時代のことを、古老たちはナハ世(那覇の世) 琉球服属時代のことを、古老たちはナハ世(那覇の世)

のである。あったのであるが、琉球との関係はその後もずっと続くあったのであるが、琉球との関係はその後もずっと続くるまでおよそ三百四十年間、大島諸島は琉球の支配下に爾来、慶長十四年(一六〇九)島津氏の琉球征伐に至

二 琉球王国治下の沖永良部島

後に後蘭孫八の築いた越山の城に移り居城とした、とい子真松千代で、初め玉城村の金の塔に館を構えていたがたことは、「沖永良部島郷土史資料」の「世之主がなしたことは、「沖永良部島郷土史資料」の「世之主がなし山にあったが、それが三山分立時代には北山に移ってい中山世鑑」によると、英祖時代の道之島支配権は中

142

うことからも想像できる。

城の外港屋嘉比を通じて相互に交易が盛んであったこと は、「おもろ」によって知ることができる。 北山による支配の前後を問わず、国頭按司の居城国頭

置された統治機関が「自ニ奥渡」上之設理」である。 寺)が天久に建てられた。(「球陽」巻一)、その後に設 が配され、また諸島の貢納物を収貯する公倉(後の天久 関として、泊村に公館(後の泊御殿)が建てられて官吏 大島諸島がはじめて入貢した後、その統治に関する機

等事」」とあり、また国頭も「自奥渡上之設理」の管轄 としている。「おくとより上」は国頭方全体の呼称でな 三一)には「自奥渡上之訯理専」管國頭並与論、 渡より上の設理に任ぜられ以て國頭より与論、永良部に 論、永良部掌」之也(見家譜)建官止官之年代不可考矣」 六月二十九日、毛氏保栄茂親雲上盛定任比職從国頭至与 至る事を掌る」と記載されている。「琉球国旧記」(一七 とある。「球陽」にも「毛見彩(保栄茂親雲上盛定)奥 御蔵之事」の条に「尚清王時代嘉靖十八己亥(一五三九) いから「琉球國旧記」のいう国頭は、与論島に渡る奥、 それについては、「琉球國由來記」の「無」,于今官職 永良部

> 端の渡と解してよい。 辺戸地方を指すのであろう。首里からみて沖縄島の奥=

滅を招いたと推定されないこともない。 違なく、さらに与論の支配権の喪失が「よろん村」の衰 司が、かつて支配していた与論の島名によった村名に相 ろん」という村があり、後で廃村になるがこれは勝連按 たことは伊波晋猷の説くところである。勝連間切には「よ の海上権を握っていた。勝連の阿麻和利の支配下にあっ 中山王の完全支配に服する以前の道之島が、その方面

である。 を抑えるために、西海岸の護佐丸が進出したとみるべき て経済的ひいては政治的、軍事的に強大化していく勝連 た。むしろ道之島およびそれ以北の大和との貿易によっ 自奥渡上之設理の実権は阿麻和利から護佐丸に移っ

島遠征からがい旋した一四六六(文正一・尚徳六年)、「お による支配を確立化していった。そして、尚徳王が喜界護佐丸による道之島への支配的進出は、第一尚氏王統 くとより上」の行政事項を掌る泊里主がおかれた。

詳であるが、道之島五島の年貢のことが含まれていたと 「琉球國由來記」には任命当時の泊里主の全職掌は未

ねて泊町の民政を預ったが、職掌が複雑化する過程で「お また表十五人の一つとなって戸籍以下の事務を掌り、兼 記してある。泊里主はその後泊町奉行、泊地頭となり、 くとより上の訯理」が独立した。

六(尚元一年)に双紙庫裡に任命された人である。 覇里主、一五三九(尚清王)に自奥渡上之訯理、一五五 前記の保栄茂親雲上は、一五二八(尚清王二年)に那

れていたことは、辞令書や家譜からも知られる。 村役人が任命されて、沖縄本島と同一体制の支配が行わ 道之島の行政機構は、「自奥渡上之設理」の下に間切、

姚姓又吉が恵良部地頭職に任ぜられている。 -九年)与那覇康村が伊良部文子に任命され、万暦年間 こうして、大島諸島が琉球への服属を歌ったものであ 沖永良部関係でいえば、一六〇七(万暦三十五年尚寧

ろうといわれる。

一大島七間切喜界五間切、 徳、 永良部与論ナハの世さ

という琉球の三味線歌のごときは、 (一喜界や五間切、大島や七間切、 琉球との同一体制が 那覇の地方 徳水良部そろてい

樹立してからできたものであろう。

三 琉球征伐と沖永良部島

次いで徳之島、沖永良部島に進んだ。 月四日山川港を発して、七日ごろ奄美大島諸所に着岸し、 摩軍の沖永良部島における状況をみると、慶長十四年三 十四年(一六〇九)の薩摩による琉球侵略であった。薩 琉球と道之島との関係を政治的に切断したのが、慶長

づけたと。 鹿共等』と笑われたるより、之より此地を馬鹿尻と名 及び潮滿ちて、岩石を没したので衆船悉く乗入れた。 船を寄せるに困難であるから之を捨て那覇の方へ進む 込んだ。薩将樺山権左衛門久高は『一戦にも及ばで馬 であろうと、その備へを怠った。ところが薩軍至るに 伐つを聞き、胥議して曰く我が島の周り岩石多くして 「島主首里の主(那覇の國主の婿)は、薩軍の大島を 首里の主、蒼皇なす所を知らず僧を遣って降参を申

んとしたが、薩軍上陸の頃は冷えていたので、 又一説に曰く、島民栗粥を炊いて薩兵の脛を 爛 さ 薩軍は

(注) 栗粥を炊いたのは穀霊信仰に基づくものである。

四 割譲後の琉球と沖永良部島

配対被支配関係は断絶されることになった。を命令され、琉球と道之島との約三百五十年にわたる支喜界、大島、徳之島、沖永良部島、与論島の五島の割譲、球球は敗戦の結果として慶長十六年(一六一一)八月、

間切について年貢の石高を規定している。
城間切、高千七百九拾石五斗枇留間切と、沖永良部の三とあって、高千七百八拾石徳時間切、高五百八十八石大とあって、高千七百八拾石徳時間切、高五百八十八石大六八)報告の「琉球國郷帳」には琉球国之内永良部島六十八年(一六三五)盛増高、寛永八年(一

割譲後も共同体関係の持続があったことを指摘してい轄之地故容貌衣服迄今留、与吾國無;以相異;」と記し、「中山世譜附巻」(一七三一)は「彼五島原係吾國管

譲以後も続いた。る。事実、両者の歴史的関係は政治的な面をも含めて割る。事実、両者の歴史的関係は政治的な面をも含めて割

薩摩の琉球侵略の主目的は、①異国領有の事実を天下 薩摩に収奪された)にあった。そして②の目的を達成す 流球は貿易の仲介役を強制され、その利益はすべて幕府、 琉球は貿易の仲介役を強制され、その利益はすべて幕府、 なためには、対外的措置として琉球の独立を否認するこ とは絶対にできなかった。

例でも知られるところである。 れは後の「勅使御尋之時 晴 様」(「旅行人心得書」)の一れは後の「勅使御尋之時 晴 様」(「旅行人心得書」)の一薩摩の付庸国たる事実の偽装にいかに苦心したか、そ

島民の風俗習慣をはじめ、生活様式の本土化を禁止した道之島領有以後、その方面の諸島を宝島と称せしめ、

(一) 御冠船時の見次物

道之島が割譲後も御冠船時の見次物(調物)を負担しだことは、上記のごとく、中国に対しては道之島は琉球たことは、上記のごとく、中国に対しては道之島は琉球をことは、上記のごとく、中国に対しては道之島は琉球年 (一六三三)の尚豊、寛文一年 (一六三三)の尚豊、寛文一年 (一六六三)の尚質、年 (一六三三)の尚豊、寛文一年 (一六六三)の尚質、年 (一六三三)の尚豊、寛文一年 (一六六三)の尚豊、寛文一年 (一六六三)の尚貴、寛文一年 (一六八三)の尚貴のときも負担したに相違ない。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくでい。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくでい。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくでい。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくでいる。明記された沖永良部島関係の年次は、次のごとくでいる。明記された沖永良部といる。

3 宝曆六年(一七五六) 尚穆玉 調 物 与人寄富久政掟具志政1 享保四年(一七一九) 尚敬王 諸入目 与人平安山取払役一人一数 冊 封 年 国王 調物名 宰 領 人 物

- 3 寛政三年(一八○○) 尚温王 調 物 与人真玉橋掟平安端
- 4 文化五年(一八〇八) 尚灝王 調 物 与人西正取払役平安雄
- 5 天保九年(一八三八) 尚育王 調 物 与人 髋關取払役饒丕
- 6 慶応二年(一八六六) 尚泰王 調 物 与人蘇延良取払役蘇延譲

球古今記」に収められた。

球古今記」に収められた。

東三十七日までの「琉球新報」に掲載され、後に「琉年冠船之節御見合可然候」と記されており、この記録は年冠船之節御見合可然候」と記されており、この記録は生活の「天保九戊戌歳渡琉日記」がある。それには「後生音)の「天保九戊戌歳渡琉日記」がある。それには「後生音)の「天保九戊戌歳渡珠日記」がある。それには「後生音」の「天保九戊戌歳渡珠日記」がある。それには「後生音」のうち5に関しては、宰領人与人寄饒覇の弟/葉(操生音)のうち5に関しては、宰領人与人寄饒覇の弟/葉(操生音)のうち5に関しては、宰領人与人寄饒覇の弟/葉(操生音)のうち5に関しては、

ている。
死損豚の例にならい、四千八百貫文をもって代銭納入し

あった。
封使一行に供給する食糧その他のことを取り扱う所で封使一行に供給する食糧その他のことを取り扱う所で貢納であったが、見次物の受領証を出した辻平等は、冊見次物の種類からみて、冊封使の食料に当てるための

一行は与論島から借り受けた水夫六人乗りの舟(喜玖仁舟)で、天保九年閏四月十二日伊延港を出港して航行したが、風向きが思うに任せず伊是名島にたどり着き、ここから本部半島を通過して、沖永良部出港後十日目の二十一日に那覇川内に乗り入れた。沖永良部出港後十日目の高路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押の航路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押の航路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押の航路であったが、伊平屋渡の潮に乗ると伊平屋島に押し流される海域であった。

(牧志朝忠)がいた。一行は詩歌を賦して旧懐をあたたその中に後の牧志恩河事件の中心人物たる板良敷里之子ほか二、三の官吏が冊封使接待の役用で同宿しており、典薬役、盛元親雲上を訪問したとき、そこに豊見城按司典薬は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御っ葉は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御っ葉は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御っ葉は和歌、琉歌、漢詩に通じた人で、彼が旧友の御った。

らく琉球の国学で学んだのであろう。
一六年振りの旧友との再会ともあるから、彼はおそる。十六年振りの旧友との再会ともあるから、彼はおそめた。琉球の名士たちとの詩歌の交換や書簡の往復はそ

摩より臨時負担を強いられたわけである。

では、道之島は偽装的属領におかれていたばかりに、薩しようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関ししようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関ししようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関ししようもなかった。しかし冠船時の見次物の負担に関しては、道之島は偽装的属領におかれていたばかりに、薩摩より臨時負担を強いられたわけである。

の貢納にあったことが知られる。

の貢納にあったことが知られる。

の貢納にあった。彼らは、八月三日の冊封式の盛典をも見贈答があった。彼らは、八月三日の冊封式の盛典をも見また豊見城按司からの招待もあり、互いに和歌、琉歌のまた豊見城按司からの招待もあり、互いに和歌、琉歌のまた豊見城按司からの招待もあり、互いに和歌、琉歌の一行は六月二十九日に帰島することになり、その前の一行は六月二十九日に帰島することになり、その前の

二 災害時の救米

道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来す道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来す道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来す道之島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来すば立島は本琉球と同じく毎年何回となく台風の襲来すばなかった。

めに三島とも琉球から救米を借り入れているが、沖永良台風の襲来を受け、十月には大ききんが訪れた。そのた九日夜、六月十七日夜、七月二十六日夜、八月四日夜に七八一)には徳之島、沖永良部、与論島とも、五月十間(一七七二一一七八〇)に始まり、とくに天明元年(一七八一)には徳之島、沖永良部、与論島とも、五月十間(一七七二一一七八〇)に始まり、とくに天明元年(一七八一)には徳之島、沖永良部、大田の美術を受け、十月には大きさんが訪れた。そのに三島とも琉球から教米を借り入れているが、沖永良明元年(一七八一)には大きさんが訪れているが、沖永良のに三島とも琉球から教米を借り入れているが、沖永良明元年(一七八一)に対しているが、沖永良部の大力では、大田の美術の大力では、大田の大力では、大田の大力では、大田の大力では、大田の大力では、大田の東京では、大田の大力には、大田の大力がある。

ともに琉球で借り受けた五艘の積船で運搬した。部島の拝借米五百四十石は、与論島のもの三百六十石と

うは遭難し、二十石余の捨て荷を余儀なくした。で、運賃は一俵につき二升三合であった。五艘の中一そで、運賃は一俵につき二升三合であった。五艘の中一そ

三 連難船の処置

行の指令に基づき相互の島に送り届けられた。 乗せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発せしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発すしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発すしめた。琉球船、道之島船、倭船、異国船とさまざ 発すしめた。琉球船の遺来は、航海船の遺難および漂着を多

貨物とも琉球へ送り、琉球から進貢船あるいは護難船を切支丹の疑いのある者以外の異国船の中、破損しないも切支丹の疑いのある者以外の異国船の中、破損しないも摩藩の指令によって処置された。その後元禄九年(一六摩藩の指令によって処置された。その後元禄九年(一六本のは近之島における異国船は幕府の取締令に従い、薩

あるいくつかの例をあげてみよう。もって福州へ送らせることにした。沖永良部島に関係の

帰国した。 『境名は小舟を雇い入れ、十二月にで座礁し破船した。真境名は小舟を雇い入れ、十二月にために上国した向氏真境名親雲上の帰国船が沖永良部島宝暦七年(一七五七)十月、島津重年の一年忌法会の

文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、文化十四年(一八一七)久高島人三人が鳥島に赴き、

あった。

系図) 一部は迎船によって琉球に帰還した。(沖永良部島代官一部は迎船によって琉球に帰還した。(沖永良部島代官良部島古里村 (与和の浜) に漂着し破船した。乗組員は、文政三年(一八二〇)には琉球へ帰る夏、楷船が沖永

また嘉永三年(一八五〇)七月には、沖永良部島古見

宮古島の貢納船が道之島亀津に漂着するという事故が同年には、六月と七月に台風があり、七月の台風では、近潮掛かりのことは、那覇役人を通じて在番奉行に間された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間された。古見聞役は在番奉行の指令に基づき、今帰仁間された。古見聞役の借船二隻が今帰仁間切に潮掛かりした。破船お見聞役衆の乗船が国頭間切で破損し、かつ同島代官および間役衆の乗船が国頭間切で破損し、かつ同島代官および

崎へ出港して行った朝鮮船もいた。 大)にその例があった。ほかに琉球回送を拒否して、長 寛延二年(一七四九)に、朝鮮船は享保十一年(一七二 乗組員が琉球に送られた唐船は、享保十七年(一七三二)、 乗組員が琉球に送られた唐船は、京保十七年(一七三二)、

京保十九年(一七三四)伊延港に漂着したものがそれ

うである。 修理のできる船は、あえて琉球に回航させなかったよ

然適用された条項であった。 世難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ遭難者の救助、衣食の供給、回送船の提供など、それ

四日常生活上の関係

原と生活上類似的な点が多い。
道之島が薩摩に割譲される慶長十六年(一六一一)、道之島が薩摩に割譲される慶長十六年(一六一一)、道之島が薩摩に割譲される慶長十六年(一六一一)、

ლ、沖永良部島では山原方言が日常に生きており、ウムたとえば、道之島全体が琉球方言圏に属する中で、与

物資の交換を求めての山原船の往来、季節労働者の山物資の交換を求めての山原船の往来、季節労働者の山物資の交換を求めての山原船の往来、季節労働者の山物資の交換を求めての山原船の行事のうち与論や沖永良部島にしたが、両島に近い山原では交通関係の深かった辺戸、北したが、両島に近い山原では現在も盛んな行事である。奥、楚州、安田、安波では現在も盛んな行事である。奥、楚州、安田、安波では現在も盛んな行事である。奥、楚州、安田、安波では現在も盛んな行事である。奥、楚州、安田、安波では現在も盛んな行事である。奥、楚州、安田、安波では現在も盛んな行事である。

(参考文献)

原行き、

銭の貸借なども王国時代盛んに行われていた。

宮城栄昌編「沖縄と沖永良部との歴史的関係」

○沖縄の復帰を祝して詠める歌

昔たずねりや 親子島やたむ那覇と永良部、與論ひだみてぃむ